(表面)

措置内容等報告書

都道府県知事	事 様				<del>-</del>	年	月	日
(市長)	, ,,,,							
		報告者	住	所				
			氏	-			•	
			, -	人にあっては、	名称及	び代表	者の氏	;名)
			電話	舌番号				
廃棄物の処理及	び清掃に関する	去律施行規則	第8	条の29の規定に	基づき、と	欠のとま	的報告	します。
管理票 交	付 番 号							
交	付年月日							
運搬又は処分 産業廃棄	を委託した 物 の 種 類			業廃棄物( 業廃棄物(				)
運搬又は処分 産業廃棄	・を委託した 物 の 数 量							
報告書を提出する 事由の区分及び( る場合にあって) 生じた年月日	②~⑤に該当す	「理 う 5 写 ( 項 ( 項 ) ま場 で 第 第 別 送 4 の 4 14 第 4 14 14 15 14 14 15 14 15 14 15 14 15 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	則しの2条にを一載 第4年条の	理及び清第88 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	条の28に とき きる 項 きる 項 ま る 項 ま る 項 ま る の と り る り る り る り る り る り る ら る ら る ら る ら る	現	る 下第4な け 4条け に 14条け い	内 」の理 き 4と 第13
※運搬又は処	氏名又は名称							
分の受託者	住 所							
△把握した運搬 況及びその把								
△生活環境の保 除去又は発生 に講じた措置	の防止のため							

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にそ の旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
  - 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
    - (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
    - ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
    - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に 規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
    - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
    - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
    - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
  - 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別 紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

(表面)

措置内容等報告	:書:
---------	-----

年 月 日

都道府県知事 様 (市長)

> 報告者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、 次のとおり報告します。

り報音します。						
引渡し年 登録内容	月日					
登録年	月日	登録番号				
運搬又は処分を委託産業廃棄物の利		1 特別管理産業廃棄物 (       )         2 その他の産業廃棄物 (       )				
運搬又は処分を委託産業廃棄物の	した 数 量					
報告書を提出することとなった 事由の区分及び当該事由が生じ た年月日		<ul> <li>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき(年月日)</li> <li>② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき(年月日)</li> <li>③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき(年月日)</li> <li>④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき(年月日)</li> </ul>				
※運搬又は処 氏名又は	は名称					
分の受託者住	所					
△把握した運搬又は処分の状 況及びその把握の方法						
△生活環境の保全上の支障の 除去又は発生の防止のため に講じた措置の内容						

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその 旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
  - 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
    - (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
    - ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
    - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
    - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条 の5第4項の規定による通知をした者
    - ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
  - 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別 紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)